

平成 23 年 3 月 17 日

各位

J I R A 流通近代化委員会

委員長 南 三紀夫

東北関東大震災に関する支援について（ガイドライン）

このたびの大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに被災された皆様方、そのご家族の皆様ならびに関係者の方々に、心よりお見舞い申し上げます。

被災現場で直接救護支援活動にたずさわられている方々、昼夜を問わず救命治療活動を担っておられる医療関係者の皆様方に深く敬意を表します。報道によると医療現場では、医薬品、医療材料等が底をつき必要な治療が困難な状況にあります。医療関係事業者の迅速で的確な支援を必要としております。会員事業者におかれては、すでにこれらの声に応じているものと存じます。また支援のために大震災の当日夜から公取協に対して「緊急時対応のための貸出し」について質問が寄せられておりますので、事業者が医療機関の依頼に基づいて混乱無く今回の天変地異に対応していただくために、医療機器の貸出し基準のポイントと今回の判断を下記の通り示します。

記

医療機器の貸出し基準

I・緊急時対応のための貸出し

- 1・医療機関からの要請に応じて無償で医療機器を貸し出すことができる期間

「災害期間」となる

注①（診療報酬請求に対し災害救助法による公的資金が適用される期間）

- 2・必要書類

「医師等からの要請書」その後「確認書」

注②（要請書の発出に管理責任者の承認が必要な場合は医師と管理責任者の連名となります）

- II・自社の取り扱う医療機器を使用していた医療機関等が災害によって医療機器の滅失、毀損の被害を受け、まだ医療機器販売業者の医療機器納入が再開されていない場合に医療機器製造業者等が、その医療機関等の診療再開に際して当面必要とする数量の自社の取り扱う医療機器を当該医療機関等に対して一時的に無償で貸出すことは、規約で制限されない。ただしこの期間は「災害期間」（注①）となっています。

今回の対応ー災害期間中

今回の事態は「緊急事態」で止むを得ない場合であると判断し災害地の医療機関からの要請により、自社の取扱う医療機器を使用先でない医療機関の要請に応ずることは貸出に関する基準違反に問いません。

書類等については後日入手してください。また経緯等の記録は保管してください。

以上